

令和7年度 保育所（園）・認定こども園 入所案内



下 田 市

下田市教育委員会 学校教育課
こども育成係 ☎ 0558-23-3929

この案内は、令和6年9月時点での教育・保育施設の情報、利用手続きや必要になる書類について掲載しています。保育所等を利用希望される方は、よくお読みになり、内容を了承した上でお申込みください。原則、下田市に住所がある方のみ申込みが可能です。

目 次

○ 教育・保育施設のあらまし	
1 下田市の現況	．．．．． P.1
2 保育所（園）とは	
3 認定こども園とは	．．．．． P.2
4 教育・保育給付認定について	．．．．． P.3
5 保育利用時間について	
6 保育を必要とする事由について	．．．．． P.4
7 入所（園）調整について	．．．．． P.5
8 乳児の入所（園）について	
9 障害児等の入所（園）について	
10 広域入所について	
11 保育料（利用者負担額）について	．．．．． P.6
12 給食費について	
口座振替の案内	．．．．． P.7
利用者負担額表	．．．．． P.8
保育料の算定基準の市民税は何をみたらわかる？	．．．．． P.9
○ 令和7年度保育所（園）・認定こども園入所手続きのご案内	．．．．． P.10
1 令和7年度入所申込受付日程	
2 入所申込時に提出する書類	
3 入所申込書の記載について	．．．．． P.11
4 入所申込みから入所決定までの流れについて	．．．．． P.12
5 記載例	



教育・保育施設のあらまし

1 下田市の現況

市内の教育・保育施設は、認可保育所（園）2施設（公立1・私立1）と、認定こども園（幼保連携型・保育所型）（公立1・私立1）2施設となっています。

施設区分	幼保連携型 認定こども園	保育所型 認定こども園	認可保育所	
設置名称	下田認定こども園	稲生沢こども園	下田保育所	ひかり保育園
設置者	【公立】 下田市	【私立】 福) 聖愛福祉会	【公立】 下田市	【私立】 福) 聖愛福祉会
所在地	敷根 765-19	立野 34	四丁目 5-26	西中 9-4
連絡先	0558-36-4501	0558-22-0374	0558-22-0672	0558-22-1685
給付認定	1号認定（保育必要性なし）		/	
定員	90人	15人		
受入年齢	3～5歳児			
保育時間	9:00～14:00	9:00～15:30		
休園日	土・日・祝祭日・長期休暇（春夏冬）			
給付認定	2・3号認定（保育必要性あり）			
定員	121人	105人	150人	60人
受入年齢	生後7カ月～5歳児		生後7カ月～5歳児	生後7カ月～4歳児
保育時間	【短時間】8:30～16:30		【短時間】8:30～16:30	
	【標準時間】7:30～18:30		【標準時間】7:30～18:30	
休園日	日・祝祭日・年末年始		日・祝祭日・年末年始	
通園バス	○（3歳児より）	○	×	○
給食	○	○	○	○

2 保育所（園）とは

保育所（園）は、児童の保護者が就労等を理由に家庭で保育のできない保護者に代わって保育する児童福祉施設です。保育を希望する場合は、市から教育・保育給付認定2・3号認定を受ける必要があります。したがって、幼児教育の場として小学校の入学準備や集団生活に慣れさせるため等の理由では入園できません。

3 認定こども園とは

生後7カ月～5歳児（保育を必要とする児童）を預かる**保育園部**と、保育の必要性の有無に関わらず、満3歳～5歳児の（児童の教育を行う）**幼稚園部**を併設しており、3歳以上の子どもについては、保育を必要とする2号認定子ども（保育所の利用対象の子ども）とそれ以外の1号認定子ども（幼稚園利用対象の子ども）が、基本的に同じクラスで教育・保育を受けます。保育園と幼稚園部の大きく異なる点は、保育時間が短いこと、休園日が土日祝日に加えて長期休暇（夏、冬、春）があります。

★ 幼保連携型 認定こども園（下田認定こども園）

幼保連携型認定こども園とは、認定こども園法に基づき「学校」と「児童福祉施設」の両方に位置づけられ、県から認可を受けている。職員「保育教諭」は幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有することが原則である。

★ 保育所型 認定こども園（稲生沢こども園）

保育所型認定こども園とは、県から保育所としての認可を受けた施設で法律上は「児童福祉施設」に位置づけられ「学校」としての法的位置づけはなく、保育所としての認可と幼稚園機能を有することの認定の2つの認可・認定を受けている。職員は幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が望ましいが必須ではない。

○ 預かり保育について ※下田認定こども園（幼稚園部）

幼稚園児（1号）及びその保護者に対する子育て支援のため、保育時間終了後に実施しています。

《利用条件》

- ・保護者本人またはご家族の方が児童を保育できない場合
- ・通院、健診、予防接種、冠婚葬祭、参観日等の学校行事、公的機関が開催する会議へ出席等の場合

利用時間：14：00 ～ 16：00（延長時間 ～ 17：00まで）

利用料金：1回3時間まで 200円（現金徴収）

申請方法：3日前までに「預かり保育申請書」を園に提出してください。

※緊急を要する場合はこの限りではありません。

利用開始：3歳児クラス→9月から 4・5歳児クラス→4月から

※心身の発達等を考慮し、年齢に応じた利用開始時期を設けています。

4 教育・保育給付認定について

保育所（園）、認定こども園等を利用する保護者の方は、**住民登録のある市（区町村）において**、教育・保育給付認定を受ける手続きが必要となります。認定には3つの区分（1号、2号、3号）と2つの必要量（短時間、標準時間）があります。認定区分により利用できる施設が変わりますので、P.1「市内教育・保育施設一覧」を参照し、教育・保育の必要性に応じて、認定申請、入所申込みをしてください。

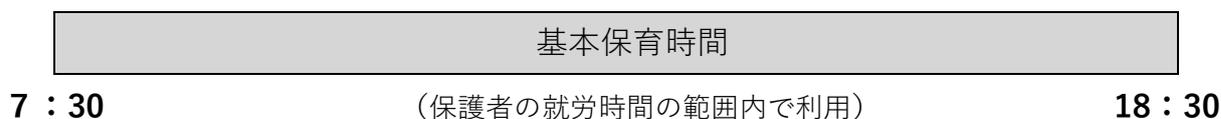
利用できる施設	認定区分		年 齢	保育 必要量	その他認定に 必要な条件
下田認定こども園 稲生沢こども園	1号認定	(教育標準時間認定)	3歳～5歳	—	—
下田認定こども園 稲生沢こども園 下田保育所 ひかり保育園	2号認定	(保育認定)	3歳～5歳	標準時間	保育を必要とする 事由に該当する (P.5参照)
	3号認定			短時間	
			7ヶ月～2歳	標準時間	
				短時間	

5 保育利用時間について（2・3号認定）

保育の利用時間は、保育標準・短時間認定ともに、基本保育時間は8時間（8：30～16：30）です。保育標準時間認定の方は最大11時間（7：30～18：30）利用できますが、短時間の基本保育時間前後の利用については、各園での「早朝・夕方保育申込書」の提出が必要です。

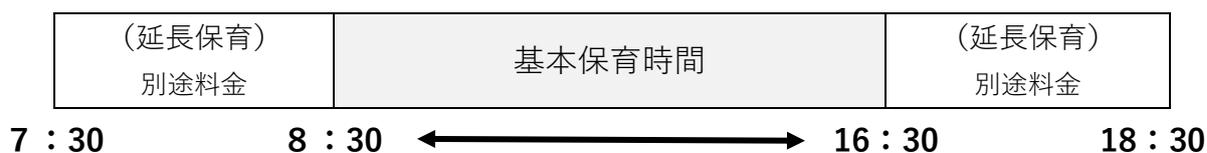
★ 保育標準時間（1日最長11時間までの保育時間）

実働 週30時間以上 の就労を下限とする（フルタイム勤務想定）



★ 保育短時間（1日最長8時間までの保育時間）

実働 月48時間以上 の就労を下限とする（パートタイム勤務想定）



※ 標準時間 ⇔ 短時間 は月単位で変更が可能です。（就労証明書要提出）
「支給認定変更届」を変更月の前月までに教育委員会に届出が必要となります。

6 保育を必要とする事由について（2・3号認定希望の方）

保育所（園）、認定こども園（保育園部）へ入所（園）できる児童は、**保護者のいずれも**が下記①～⑨のいずれかに該当し、市から保育を必要とする子ども（2・3号認定）であると認定された場合です。

認定事由	保護者の状況	必要書類（父母それぞれ）
① 就 労	保護者が家庭内外で、 <u>月に48時間以上</u> 就労している場合 （家事手伝いは不可）	・ 就労証明書
② 妊娠・出産	出産の前後で、児童の保育を必要とする産前・産後8週間程度の期間 ※出産による入所の場合は、必要最小限の範囲で相談させていただきます。	・ 出産要件に関する申立書 ・ 母子手帳の表紙と出産（予定）日がわかるページの写し
③ 保護者の疾病・障害	保護者が病気、負傷、心身障害等で児童の保育を必要とする場合	・ 診断書（保育が困難である状況が記載されていること） ・ （身体・精神）障害者手帳
④ 親族の介護・看護	長期にわたる病人や心身に障害のある人と同居しており、常時看護や介護をしている場合	・ 診断書（常時介護看護が必要である状況がわかるもの）※発行されてから1年以内のもの ・ 介護保険証 ・ （身体・精神）障害者手帳
⑤ 災害の復旧	火災や風水害、地震などによる被害（家屋の損壊など）があり、その復旧の間、児童の保育を必要とする場合	・ 罹災証明書等
⑥ 求職活動	求職活動を継続的に行っている場合（入所決定期間3か月とし、定期的に求職活動状況を確認させていただきます）	・ 求職要件に関する申立書 ・ ハローワークの受付票の写し
⑦ 就 学	保護者が学校や職業訓練校等に通っている場合 （通信教育は不可）	・ 在学、就学証明書 ・ カリキュラムのわかるもの
⑧ 虐待・DV	虐待やDVで、保育が困難と認められる場合	（個別に状況の聞き取り）
⑨ 育児休業	既に保育所を利用して いて育児休業中に家庭で必要な保育を行うことが困難な状態にある場合、育児休業期間の末日が属する月末までの期間 【継続入所基準】 ①児童が2歳児クラス以上に在籍している場合 ②1歳児クラス以下の児童で、年度内に育児休業が終了し就労復帰する場合であり、かつ育児休業対象児童の受入先が確保可能な場合 ※ <u>育休事由での新規入所は不可</u>	・ 就労証明書 ※育児休業期間、復職予定日の記載があるもの（就労証明書9番、11番）

※ 認定事由が ⑥求職活動 ⑨育児休業については短時間のみでの認定となります。

○ 保育の認定事由、認定内容について

認定内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。変更は手続きした月の翌月から反映されるため、申請時期に注意してください。

- 例)
- ・ 求職要件（短時間）→就労（標準時間）
 - ・ 出産要件（標準時間）→育児休暇（短時間）
 - ・ 育児休暇（短時間）→就労（復職）
 - ・ 就労先の変更（A社からB社）または仕事を辞めた等
 - ・ 戸籍の変動（離婚・再婚等）

※ 下田市以外の市町村への転出は要注意！必ず事前にご相談ください。保育所等を利用するには住所地での給付認定が必要なため、施設を継続利用できない場合があります。

7 入所（園）調整について

入所（園）にあたっては、入所（園）基準に該当するものの中から保育の必要な理由、必要量、生活環境と児童をとりまく諸々の要件を利用調整基準点数表に基づき調整し、決定させていただきます。このため、申込手続きは入所する児童や家庭の状況等に詳しい人が行ってください。なお、施設の定員、年齢、クラス編成等の都合により、ご希望の園に入所できない場合があります。入所（園）希望者がクラス定員を越えた場合は、利用調整結果により入所（園）先の調整をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。また、基準に合致しない場合や虚偽の申込が判明した場合は、不承諾となる場合があります。

8 乳児の入所（園）について

乳児の入所（園）については、入所（園）時に生後7か月を経過した乳児を受け入れます。

9 障害児等の入所（園）について

障害をお持ちの児童の入所については、事前に教育委員会学校教育課（23-3929）または保健師（22-2217）、下田市家庭児童相談員（22-2216）にご相談ください。

10 広域入所について

保護者の就業時間・就業場所等の理由で市外の施設を利用希望の場合は教育委員会へご相談ください。下田市以外の方が下田市の保育・教育施設を利用希望する場合は、住所地（住民登録のある）の市町保育担当部署にご相談ください。

11 保育料（利用者負担金）について

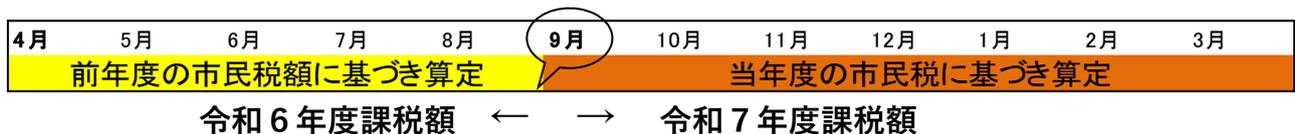
※ 令和元年 10 月より 1・2 号認定（3 歳～5 歳児）は保育料が無償化されました。
保育の必要量（短時間・標準時間）に応じて異なる保育料を設定しております。保育短時間の方が 8 時間を越えて施設を利用する場合は、別途延長保育料がかかります。延長保育の利用については、事前に園に利用の申し出をお願いいたします。

○ 保育料の減免について（下田市の児童対象）

- ・子どもが 3 人以上いる世帯（年齢関係なく）・・・第 2 子半額、第 3 子以降無料
- ・子どもが 2 人（2 人とも園に在籍）・・・第 2 子半額
- ・ひとり親世帯等・・・市民税所得割額に応じて軽減措置があります。

○ 保育料の算定について

保育料は保護者等の市民税をもとに条例で定めた利用者負担額基準表（P8）により算定します。毎年 9 月が保育料の切替え時期となります。※市民税額の算定基準は P9 参考



○ 保育料の納入について

保育料は、毎月 20 日（土日祝日の場合は翌営業日）までに、口座振替または納付書により金融機関窓口、教育委員会窓口等で納入していただきます。納付書は、前期（4～8 月分）、後期（9～3 月分）の 2 回に分けて各園より配布します。未納者には、納期の翌月に督促状を園を通して通知するほか、電話や園での面談等の催告を行っています。3 カ月以上の滞納の場合、次年度の入所調整の際、減点要件となりますので、ご注意ください。
※稲生沢こども園は園の案内に従い各園に納入してください。（算定は市が行います）

12 給食費について（下田市の児童対象）

給食費（3 歳児～5 歳児対象）※ 0～2 歳児は保育料に含まれています。

- | | | | |
|-------|----------|----|--------------------|
| 1 号認定 | 幼稚園部 | 月額 | 2,800 円（1 食 140 円） |
| 2 号認定 | 保育園部・保育園 | 月額 | 3,500 円（1 食 140 円） |

○ 給食費の減免について

- ・年収 360 万円未満相当世帯の子ども・・・全額免除
- ・子どもが 3 人以上いる世帯（年齢関係なく）・・・第 2 子半額、第 3 子以降無料

○ 給食費の納入について

公立園は毎月 20 日（土日祝日の場合は翌営業日）までに口座振替または納付書により金融機関窓口、教育委員会窓口等で納入していただきます。
※稲生沢こども園・ひかり保育園は園の案内に従い各園に納入してください。

保育料の算定基準の市民税は何をみたらわかる？ ※市民税（市町村民税）

★給料から市民税が天引きされている方

職場より6月頃に配布されている「令和6年度給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」

市民税	税額控除前所得割額④
	税額控除額⑤
	所得割額⑥
	均等割額⑦

「所得割額⑥」に記載の額が目安となります。ただし、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除、株式等譲渡所得割額控除を受けている方は、「所得割額⑥」に、これらの控除額を加えた金額が目安となります。

★給与と天引き以外の方（納付書、口座引落しで市民税を納付している方）

市役所より6月頃に送付されている「令和6年度市民税県民税納税通知書」

「税額控除前所得割」から「調整控除」を引いた額が目安となります

※帳票は下田市のサンプルです。

- 保育料算出基礎の市民税額は、税控除(住宅取得控除、配当控除、外国税控除等)する前の税額を用います
- 所得の修正、還付申告等により市民税額に変更や、世帯状況に変化があった場合は、保育料が修正される場合がありますので、その旨教育委員会まで届出をしてください。

○ 市民税・県民税所得（非）課税証明書とは・・・

各年の1月1日～12月31日までの1年間の所得に対する住民税額を証明するものです。

- ※ 父母両方の書類で確認してください。（配偶者の扶養に入っている場合は不要）
- ※ 祖父母と生計が同一(祖父母が児童を扶養に取っている場合、または父母に専従者給与を支払っている場合等)の場合は、祖父母の資料も必要になります。
- ※ 保護者の市民税が確認できない場合（未申告等）は、該当年齢の最高額で仮算定をします。市民税が確認でき次第本算定をし、本算定により正式に決定した利用者負担金が遡って適用されます。過不足分については、本算定以降の納期で調整（増額、減額）します。

令和7年度 保育所（園）・認定こども園入所手続きのご案内

新規入所・転園を希望される方は、次の要領でお申込みください。

1 令和7年度4月入所 申込受付日程

期 日	入所希望施設	時間・会場
10月28日（月）	下田認定こども園・下田保育所	9：00～18：00
10月29日（火）	稲生沢こども園・ひかり保育園	中央公民館2階 大会議室

※ 在園児でもきょうだいが今回入所希望の方は、上記日程と一緒に申込みをしてください。

※ 指定の期日でご都合が悪い場合は、11月1日までに教育委員会へお越しください。

○ 令和7年5月以降入所について（年度途中からの入所申込）

入所希望月の前月10日までに教育委員会学校教育課こども育成係までお申し込みください。

【例】6月入所希望の場合⇒5月10日までに申込み ※事前にご相談ください。

2 入所申込時に提出する書類

入所児童1人ごとに入所申込書と必要書類を提出してください。

幼稚園希望は1・2のみ、保育園（部）利用希望は1～4すべて必要です。

- 1 教育・保育給付認定申請書 兼 入園申込書 ★幼・保共通
- 2 児童状況調査表（在園児は園から返却されます） ★幼・保共通
- 3 保育施設利用申込調査表 ★保育希望のみ
- 4 保育が必要な状況を証明する書類（※父母それぞれ提出、P4参照）★保育希望のみ

★ マイナンバーカード、本人確認書類 を忘れずにお持ちください。

申請書に世帯全員のマイナンバーの記載が必要となります。申請世帯全員の個人番号カード（または通知カード）と申込みに来る方の本人確認（写真付身分証明書）をさせていただきます。また、申込みに来る方が、申請者（児童の保護者）でない場合は、委任状が必要となります。

★ 申込みの取り下げや転出、認定の取り消し等がない限り、利用申込は年度末（令和8年3月）まで有効となります。申請内容に変更がありましたら、速やかにご連絡ください。

3 入所申込書の記載について

記載例（「入所（園）案内」最終ページに添付）を参考に下記の点に注意し記入してください。

- 1) 氏名は、住民登録のとおり、正確に記入。 例：渡辺、渡邊、渡邊
- 2) 住所は詳しく、アパート名、部屋番号まで記入。
- 3) 「保育の希望の有無」、「申請区分」、「ひとり親世帯の該当」、「在宅障害者の有無」、「生活保護の適用」は該当を○で囲む。
- 4) 年齢は、**令和7年4月1日現在の満年齢** で記入してください。

《クラス別生年月日》

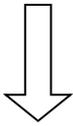
5歳	平成31年4月2日	～	令和2年4月1日
4歳	令和2年4月2日	～	令和3年4月1日
3歳	令和3年4月2日	～	令和4年4月1日
2歳	令和4年4月2日	～	令和5年4月1日
1歳	令和5年4月2日	～	令和6年4月1日
0歳	令和6年4月2日	～	

- 5) 「利用希望する施設」欄には、それぞれ希望する施設名と理由を記入。
※施設の定員、年齢、クラス編成の都合により、ご希望の園に入所ができない場合もありますので、必ず**第3希望**まで記入してください。
- 6) 「利用希望期間」には、**令和7年4月1日から令和8年3月31日**の間で記入。
- 7) **2人以上申込みの場合**は、「同時に利用申込する児童の名前・年齢」欄に他の申込児童の名前・年齢を記入。例) 花子（1歳）と一郎（3歳）の申込の場合 →花子の申込書に一郎の名前・年齢（3歳）を、一郎の申込書に花子の名前・年齢（1歳）を記入。
- 8) 「①世帯の状況」には、生計を一にする世帯員全員を記入。
※単身赴任中の保護者は、世帯員に含めてください。
- 9) 「続柄」欄は、入所児童からみて、父、母、祖父、祖母、兄、妹等を記入。
- 10) 「勤務先・学校名」欄は、勤務先名、事業所名、商店名、学校名等詳しく記入。
例 ○○商店経営、大工自営、釣具内職、○○旅館パート、○○中学校
- 11) 「保育の利用を必要とする理由」欄は、該当する項目にチェックを入れる。
P4の「6.保育を必要とする事由について」を参照。

※入所申込書は、入所資格判定を行う大事なものですので、正確に記入してください。

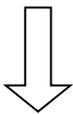
4 入所申込みから入所決定までの流れについて

◇10月28, 29日 利用申込・給付認定申請

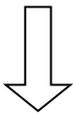


★第一次締切

◇～1月下旬 書類の確認・利用調整

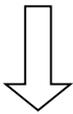


◇2月上旬 「支給認定証」・「入所承諾書」の発送



◇3月上旬 保護者説明会・個人面談（各園）

※民間園は民間園より直接お知らせします。



◇4月1日 入所・保育料決定通知書の発送

令和7年度 第一次締切

★【令和6年11月1日（金）】

※令和6年11月2日以降の申込みは、二次・三次調整となります。一次申込み者の調整後に二次調整、二次調整後に三次調整を行います。申請は随時受け付けます。

★入所調整の対象になった場合には対象のご家庭すべてに個別で電話連絡をします。

★申請者すべての入所園決定

★持ち物、園生活についての詳細説明

★新規入所（園）の方は**ならし保育期間**があります。（各園で異なります）

【お問い合わせ】

下田市教育委員会学校教育課こども育成係

〒415-0024 静岡県下田市四丁目 6 -16

(中央公民館 1 階が窓口です)

TEL : 0558-23-3929 FAX : 0558-23-5176

MAIL : kyouiku@city.shimoda.lg.jp